

神戸市人と猫との共生推進協議会 第3回定例会議

1. 日 時：平成29年12月26日（火）14：00～16：00
2. 場 所：神戸市役所4号館（危機管理センター）1階北側会議室
3. 出席者：別紙 名簿参照
4. 議 事

【報告事項】

(1) 事業報告について

① 事業部会開催状況

13回開催

② 野良猫の繁殖制限事業の実施状況

- ・ 支援申込件数：230件、情報提供件数：145件（28件支援申込と重複）
- ・ 対策区域の選定件数：支援申込170件、情報提供34件（23件は支援申込と重複）
- ・ 11月末現在手術数：1,396匹

③ 猫の譲渡の推進事業の実施状況

- ・ HPでの譲渡会情報提供：現在10団体掲載

④ ネコ市ネコ座神戸

12月16日（土）、17日（日）神戸KIITOで開催

(2) 事業予算について

補助金の追加600万円（計1,700万円）

(3) 寄付金

総額 2,047,132円

内訳 ㈱フェリシモ200万円、ネコ市ネコ座募金37,132円、寄付10,000円

【協議事項】

(1) 人と猫との共生に関するガイドラインの骨子案について

【連絡事項】

- (1) 神戸市より（条例の取組み状況、市営住宅におけるペット飼育の適正化）
- (2) 出席者より

神戸市人と猫との共生推進協議会 第3回定例会議 出席者名簿

○構成団体

所属	職名	氏名
公益社団法人 神戸市獣医師会	会長（協議会会長）	中島 克元
	会計理事（協議会事業部会長）	岸本 英一
NPO 法人 神戸猫ネット	理事長	杉野 千恵子
	副理事長	高野 稔
	事務局長	下村 美鈴
公益社団法人 日本動物福祉協会	顧問	山口 千津子
公益社団法人 日本愛玩動物協会	兵庫県支所 支所長（協議会監事）	河合 弥生
	会員	加藤 智子
公益社団法人 Knots	教育部長兼制作室長	小椋 聡
株式会社 フェリシモ	CFV 事業本部 生活雑貨事業部 猫部グループ 主席係長	松本 竜平
	同猫部グループ 主席係長	西尾 聡子
	生活雑貨事業部ユーモアグループ 主任	豊川 沙代
ネスレ日本株式会社	ネスレ ピュリナ ペットケア マーケティング統括部長	大谷 謙介
	同統括部 デジタル&E コマースユニット 部長	野村 裕彦
	同統括部 デジタル&E コマースユニット	太期 由美子
神戸市商店街連合会	事務理事兼事務局長	小竹 敏夫
欠 席		
神戸市自治会連絡協議会		
神戸市婦人団体協議会		
株式会社 神戸新聞社		

○規約第5条第4項に基づく出席者

神戸市	保健福祉局健康部生活衛生担当部長	森川 功一
	保健福祉局健康部生活衛生課長	丸尾 登
	保健福祉局健康部動物衛生担当課長	竹原 孝弘

神戸市人と猫との共生推進協議会事業部会開催状況

1. 第1回

日時：平成29年4月17日（月）15：30～

場所：神戸市役所危機管理センター

議事：部会長選出、今後の事業部会の進め方ほか

2. 第2回

日時：平成29年4月21日（金）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：第1回野良猫繁殖制限事業の案検討、事業部会細目の様式検討ほか

3. 第3回

日時：平成29年5月15日（月）14：00～

場所：神戸市役所地域保健課

議事：第1回野良猫繁殖制限事業の決定（兵庫区上三条、湊山町）、支援申込8件について審議し、支援決定。

※5月26日（金）神戸市役所記者クラブで記者発表。5月29日（月）11社現地取材。

4. 第4回

日時：平成29年6月6日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：支援申込11件を審議し、10件支援決定。情報提供24件のうち8件について直営で実施を決定。

5. 第5回

日時：平成29年6月20日（火）14：00～

場所：神戸市役所地域保健課

議事：支援申込11件を審議し、10件支援決定。情報提供2件を審議し、いずれも直営で実施を決定。

6. 第6回
日時：平成29年7月18日（火）14：00～
場所：神戸市役所生活衛生課
議事：支援申込41件を審議し、40件支援決定。
7. 第7回
日時：平成29年8月8日（火）14：00～
場所：神戸市中央区総合庁舎東部衛生監視事務所
議事：支援申込40件を審議し、すべて支援決定。第2回定例会議の日程、議題について検討。
8. 第8回
日時：平成29年8月23日（火）14：00～
場所：神戸市役所生活衛生課
議事：支援申込23件を審議し、12件支援決定。11件については、協議会が実地調査をし、次回の部会で審議。
9. 第9回
日時：平成29年9月19日（火）14：00～
場所：神戸市役所生活衛生課
議事：第8回で実地調査をした11件のうち、6件について支援決定。新たに申請があった28件について審議し、活動団体登録がある7件について支援決定し、21件については実地調査等により次回の部会で審議。情報提供2件について支援決定。
10. 第10回
日時：平成29年10月2日（火）14：00～
場所：神戸市役所生活衛生課
議事：支援申込25件中17件について支援決定。動物管理センターの手術室の活用について検討。
11. 第11回
日時：平成29年10月24日（火）14：00～
場所：神戸市役所生活衛生課
議事：ネコ市ネコ座神戸への参加について検討。支援については追加予算

が認められるまで保留とした。

1 2. 第 12 回

日時：平成 29 年 11 月 28 日（火）14：00～

場所：神戸市役所生活衛生課

議事：追加予算 600 万円の計画的執行と野良猫繁殖制限事業選定基準の
マニュアル化することについて協議。

1 3. 第 13 回

日時：平成 29 年 12 月 20 日（水）14：00～

場所：三宮ベンチャービル会議室

議事：支援申込 32 件中 17 件について支援決定。定例会議の議題（猫の適
正管理ガイドライン）等について検討。

野良猫繁殖制限事業実施状況

(12月18日現在)

1. 寄せられた野良猫繁殖制限の要望数

①地域猫等の支援申込件数

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援申請	14	3	30	37	28	30	31	34	23	230件
手術対象数	123	33	165	245	211	314	309	277	192	1,869匹

②野良猫の多い地域に関する情報提供件数

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
情報件数	8	4	20	13	22	21	33	18	6	145件

※28件は支援申込と重複

2. 対策区域の選定状況

①地域猫等の支援申込分

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援件数	11	2	24	27	18	22	22	28	16	170件
手術対象数	113	27	133	162	169	228	228	257	121	1,438匹

②野良猫の多い地域に関する情報提供分

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
支援件数	3	1	5	4	7	4	6	4	0	34件

※23件は支援申込と重複。

3. 野良猫繁殖制限事業による手術匹数

①月別、雌雄別

月	雄	雌	合計
5月	10	9	19
6月	38	72	110
7月	150	174	324
8月	132	120	252
9月	172	181	353
10月	135	130	265
11月	29	44	73
計	666	730	1,396

②区別

東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
91	12	130	192	178	208	248	224	113

野良猫繁殖制限事業選定マニュアル

2017.12 神戸市人と猫との共生推進協議会

1. 目的

事業部会運営規程第4条に規定する神戸市の地域猫活動支援制度と連携した野良猫の繁殖制限事業の趣旨、目的が十分発揮されるよう、選定方法等について規定し、適正的確な選定がされることを目的とする。

2. 事業部会の構成メンバー

部会長	公益社団法人 神戸市獣医師会
委員	公益社団法人 神戸市獣医師会 NPO 法人 神戸猫ネット
事務局	協議会事務局
オブザーバー	神戸市保健福祉局健康部生活衛生課

3. 事業部会の開催

- ・事業部会は、原則第1火曜日及び第3火曜日の月2回開催する。

4. 選定方法

(1) 受付

- ・協議会が実施する野良猫繁殖制限事業の支援申込をする者は、事業部会に関する細目で定める「野良猫の多い地域に関する情報提供票（以下「情報提供票」という。）」及び「地域猫活動等への支援申込書（以下「支援申込書」という。）」により協議会事務局に申し込むものとする。
- ・協議会事務局は、地域猫活動団体未登録の支援申込者には、地域の理解のもとで野良猫の適正管理を行う地域猫活動について教示し、所管の衛生監視事務所に相談するよう勧奨する。

(2) 事前調査

- ・事務局は次の選定基準に従い、支援申込書、情報提供票について事前調査を行う。

【選定基準】

支援申込書（地域猫活動団体）

- ・対策区域内の猫について、給餌、糞尿等の適正管理が期待できること
- ・協議会の決定する対策区域内の未手術の猫全ての手術に協力できること
- ・捕獲、搬送、リリースが自らできない場合は、有償ボランティアにより捕獲、搬送、リリースができること

支援申込書（地域猫活動団体以外）/情報提供票

- ・野良猫の生息数が多く（概ね10匹以上）かつ複数名から猫による被害が生じているとの苦情がある（若しくは自治体等からの申込みである）こと
- ・野良猫の生息数が多く（概ね10匹以上）かつ術後の適正管理が期待できること（地域猫活動への移行が期待できること）

① ヒアリング

- ・事務局は、申請者に対し、選定基準に係るヒアリングを行う。

② 市への照会

- ・事務局は、支援申込書、情報提供票の一覧表を作成し、原則として月2回、生活衛生課に送付し、当該地域ごとに、所管の衛生監視事務所及び動物管理センター、関係部局の所見（苦情や給餌

者の有無、配慮を要する特記すべき事項等) を求める(回答期間は原則として1週間とする)。

③ 現地調査

・情報提供票などで現地の状況が把握しにくい場合は、事務局と TNR 協力者が現地調査を行う。なお、現地調査にあたって特に必要な場合は、所管の衛生監視事務所及び動物管理センターの協力を求めるものとする。

(3) 対策区域(案)の策定

・事務局は、事前調査結果を基にあらかじめ対策区域案を策定する。

(4) 本審査

・事業部会は、事務局の実施した事前調査の結果を踏まえ、選定基準に基づき支援の可否を決定するとともに、対策区域の最終設定を行う。

・対策区域内の手術件数が、概ね月 100 匹になるよう調整して管理票を交付する(既に決定した対策区域への期限切れの管理票の再交付、追加交付を含む)。

・通常、交付枚数の 70%が手術されることから、管理票としての交付枚数は概ね月 140 枚とする。

・管理票の発行は、有効期限を 1 か月とし、原則①1 日～同月末日、②15 日～翌月 15 日の期間で月 2 回発行する。

(5) 審査の結果の通知

・審査結果については、支援申込者及び情報提供者に適正管理を教示した通知文を交付して行う。

(6) 関係機関への情報提供

・支援を決定した対策地域については、事務局で協力獣医師を選定し、野良猫繁殖制限地区別計画書を作成し、支援申込者、協力獣医師及び生活衛生課に通知する。

※生活衛生課は、所管の衛生監視事務所に情報提供を行う。

・月毎の繁殖制限事業にかかる受付状況、選定状況、手術数について生活衛生課に報告する。

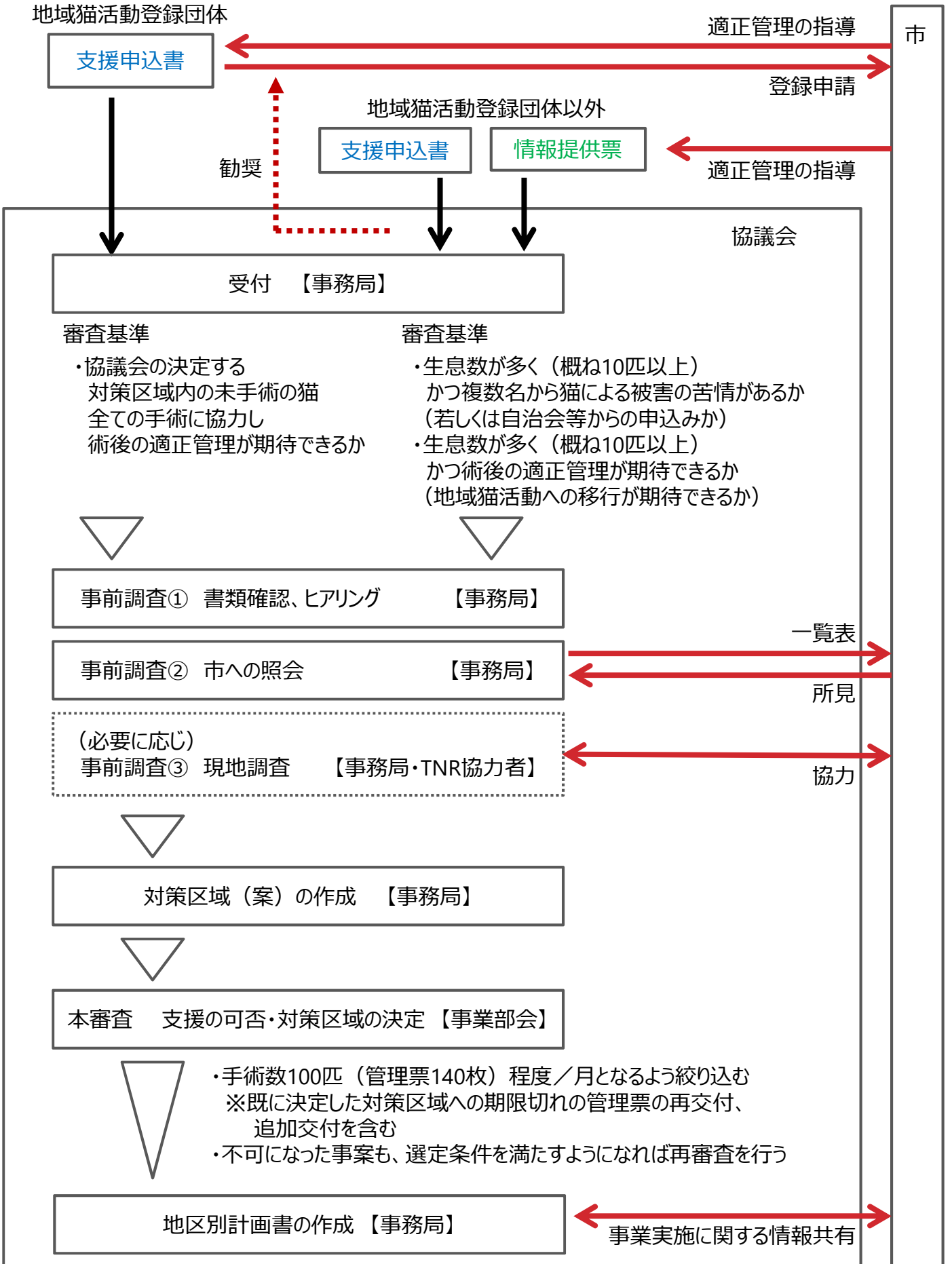
(7) 再審査

・支援が不可になった事案についても、選定基準の満たす条件が整えば、再審査により支援を行うこととする。

※選定までの基本的な流れ

選定までの基本的な流れは別表のとおり。

選定までの基本的な流れ



人と猫との共生に関するガイドライン（案）について

1. ガイドラインの目的

神戸市人と猫との共生に関する条例では、市、市民、獣医師が組織する団体、地域猫活動に取り組む団体等がそれぞれの役割を果たし、一体となって取組を行うことにより、人と猫が共生する社会の実現を目指すこととされていることから、猫を適正管理するために、各主体がすべきことを、具体的にわかりやすく整理する。

2. ガイドラインの骨子（案）

主体		ガイドラインに掲載する事項（案）
市民	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な飼い方 ・適正に飼うための具体的な助言 ・飼えなくなったときの措置
	野良猫への給餌者	<ul style="list-style-type: none"> ・適正管理の必要性 ・適正管理の具体的なルール ・地域猫活動
	野良猫に関わっていない人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫活動への理解、協力
	野良猫に迷惑している人	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫への自衛策
獣医師会		<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主、地域猫活動者等への助言、指導
共生推進活動団体等		<ul style="list-style-type: none"> ・協議会への協力、支援
動物取扱業者		<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主への適正管理の説明
協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・市関係部局との連携 ・野良猫給餌者への助言、指導 ・野良猫繁殖制限事業 ・譲渡情報提供